

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税対策と生命保険

Q: 相続税対策としての生命保険はどのような保険がよいのでしょうか。

A: 相続税対策としての生命保険には次のようなものがあります。

(1) 生命保険金の非課税

法定相続人の数 × 500万円 = 保険金の非課税限度額として相続税の対象から除外されます。

(2) 生命保険契約に関する権利

相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約で一定のものは、次の算式で計算した金額が相続税の対象となり払込保険料の約7割で評価されます。

$$\text{払込済保険料の合計額} \times \frac{70}{100} - \text{保険金額} \times \frac{2}{100}$$

(3) 定期金に関する権利

定期金給付契約でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は一定の算式により計算され評価が下がります。

(4) 退職金の非課税

法定相続人 × 500万円 = 退職金の非課税限度額として相続税の対象から除外されます。死亡退職金の原資として生命保険を利用します。

(5) 一時払養老保険、一時払終身保険

一時払養老保険並びに一時払終身保険の相続税評価額はその払い込まれた金額により評価され、含み益は相続税の課税対象になりません。

